

大阪歯科大学学則 新旧比較対照表

新	旧
<p>(在学期間)</p> <p>第5条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、歯学部の<u>第1～4学年</u>について在学期間は、<u>第1・2学年及び第3・4学年</u>で4年(第21条の規定により第2学年に編入学した者の第2学年においては2年)をそれぞれ超えることはできない。</p> <p>3 <u>歯学部の第5・6学年における在学期間は第1項の規定に基づき、その取り扱いは別に定める。</u></p> <p>(履修単位)</p> <p>第11条 卒業に必要な単位数は、歯学部は<u>246</u>単位以上、医療保健学部口腔保健学科及び医療保健学部口腔工学科は <u>126</u> 単位以上とする。</p> <p>附 則</p> <p>37 2021 (令和3) 年9月1日 一部改正</p> <p>38 <u>2022 (令和4) 年4月1日 一部改正</u></p> <p>39 <u>改正後の第11条の規定にかかわらず、2021 (令和3) 年度以前入学者 (2021年度1年次における留年者、復学者、再入学者又は2020 (令和2) 年度以前から1年次に留まる者を除く。)</u> については、<u>なお従前の例による。</u></p>	<p>(在学期間)</p> <p>第5条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、歯学部の<u>各学年の在学期間は、第1・2学年、第3・4学年及び第5・6学年</u>で4年(第21条の規定により第2学年に編入学した者の第2学年においては2年)をそれぞれ超えることはできない。</p> <p>(履修単位)</p> <p>第11条 卒業に必要な単位数は、歯学部は<u>259</u>単位以上、医療保健学部口腔保健学科及び医療保健学部口腔工学科は <u>125</u> 単位以上とする。</p> <p>附 則</p> <p>37 2021 (令和3) 年9月1日 一部改正 (新設) (新設)</p>